

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から41年3月まで
私は、高校を卒業後、A事業所に就職した。

当時、A事業所は、まだ厚生年金保険に加入していなかったため、同事業所の社長は、私が20歳になったときからB商工会を通じて国民年金に加入させ、私の給料から国民年金保険料を控除しており、他の同僚も自分と同じように控除されていたと思う。商工会の人が同事業所に出入りしていたので、同事業所での国民年金の手続は商工会が窓口となっていたのを覚えている。

間違いなく給料から国民年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間に納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無いほか、申立期間の保険料を納付したとするA事業所の当時の事業主（既に死亡）は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に到達するまで全ての期間の保険料を納付しており、納付意識は高かったと考えられる。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月頃に払い出されていたと推認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったと考えられる。

さらに、申立人が自分と同様に給料から国民年金保険料が控除されていたとして名前を挙げた同僚二人の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、いずれも加入当初の保険料は過年度納付されていることが確認できる上、こ

のうち一人は、加入手続や保険料の納付を行った者について、「自分でも家族でもない。」と供述しているほか、申立人は、「A事業所を退職する際、事務担当者から年金手帳を渡された。」と供述していることから、事業主が申立人に係る国民年金の加入手続や保険料納付を行っていたと考えることも不自然ではない。

加えて、B商工会は、「A事業所の事業主は、青色申告会の会長であり、当時の商工会事務局の責任者であった者が同事業所に入出入りしていた。」と回答している上、C町は、「当時、申立人が住んでいた地域では、町内集金は行っていなかった。職場が融通をきかせて従業員の国民年金保険料を納付することも可能だったと考えられる。」と回答しており、申立内容に不自然な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月28日から同年3月1日まで
昭和42年7月からA社に勤務し、45年3月に同社B工場から同社D工場に転勤した。

しかし、厚生年金保険の記録では、A社B工場での資格喪失日が昭和45年2月28日、同社D工場での資格取得日が同年3月1日となっており、同年2月が被保険者期間となっていない。

社内の工場間を異動しただけなので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する人事台帳により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（同社B工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社が保管する辞令によると、当該異動は昭和45年2月10日に発令されているものの、異動先への着任時期について、申立人は、「ゆっくりと引継ぎをしたので、着任は同年3月になったと思う。」と供述しており、戸籍の附票でも、申立人が同年3月10日に新たな住所地に転入していることが確認できる上、申立期間当時のA社の経理担当者も、「グループ内の異動は、月中に異動の辞令が出て、月末まで引継ぎをしてから赴任というのが多かったのではないかと思います。」と供述していることから、申立期間について

は、A社B工場の資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和45年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月まで
申立期間に、住み込みで働いていたA事業所の事業主が、国民年金の加入手続をしてくれ、保険料も納付したと話していたのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、住み込みで働いていたA事業所の事業主が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする事業主は、高齢により事情を聴取することができず、申立人の申立期間に係る加入状況や保険料の納付状況等の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年10月頃に払い出されていると推認できるものの、B市の国民年金被保険者名簿により、申立人は36年4月1日に資格喪失していることが確認できる。

さらに、申立期間の記録は、オンライン記録により、平成5年11月12日に追加登録されたものであることが確認でき、同年11月に申立人に対し新たに国民年金手帳記号番号が払い出されるまで別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、当時は未加入期間であったと考えられ、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 14 日から 40 年 3 月 26 日まで
A 事業所に勤務していた期間については、脱退手当金を支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 11 か月後の昭和 41 年 2 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間前の B 事業所の被保険者期間は、C 共済組合の一時金を支給済みであると記録されているところ、申立人は受給した覚えが無いとしている上、脱退手当金について申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 48 年 1 月 1 日まで
昭和 47 年 5 月の連休明けから同年末まで職業安定所の紹介でA社に勤務したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する「準社員・パートに係る名簿」により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、上記名簿に記載されている従業員 27 人のうち、14 人がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得しているものの、このうち昭和 45 年 6 月から 48 年 3 月までに入社した 12 人は、いずれも同年 5 月 1 日に一斉に被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、上記名簿から連絡先が明らかとなった同僚は、「A社は、従業員を雇用してすぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった。」と証言していることから、申立期間当時の同社では、準社員及びパートについては、入社から一定期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得させていた状況がうかがえる。

また、申立人は、「自身の職種は検査だった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該 27 人のうち、上記名簿において職種が検査と記載されている同僚 2 人及び申立人を含む 13 人については、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間及びその前後の期間において国民年金に継続して加入し、当該保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月 26 日から 39 年 11 月 1 日まで
② 昭和 40 年 5 月 10 日から 42 年 4 月 26 日まで
A社B店及びC社で勤務していた期間については、脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、受給した覚えも無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年7月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月25日から33年4月1日まで
A社に勤務していた期間は脱退手当金を支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和33年10月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、連絡先の明らかとなった元同僚7人に照会したところ、3人が同社から脱退手当金の説明があったと証言している上、申立期間当時、社会保険事務を担当していたとする元同僚は、「申立人から依頼を受け、脱退手当金の請求書類を記入した。ほかにも何人分かの書類を書いたことがある。」と供述しており、事業主による代理請求が行われていたことがうかがえる。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和44年2月まで厚生年金保険への加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。